

筑波教育学研究

第 18 号

2020年6月

筑波大学教育学会

目 次

〈寄稿論文〉

附属学校とともにある伝統が育む教育と研究	木 村 範 子 1
筑波大学附属学校での探究的学習プログラムの実践紹介 — 附属駒場中高での6年間の取組を中心に —	濱 本 悟 志 13
筑波小中高大連携社会科授業研究会の歩み — 小中高大で連携する意義と課題 —	梅 澤 真 一 27
筑波大学教育学会の歩み	49
〈学会彙報〉(2019年1月～12月)	95
〈筑波大学教育学会会則・諸規程〉	98
筑波大学教育学会会則 筑波大学教育学会役員選出規程 筑波大学教育学会研究奨励賞規程 『筑波教育学研究』投稿規程	
〈編集後記〉	105

学会彙報（2019年1月～12月）

2019年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

I. 第17回大会

2019年3月9日（土）に筑波大学附属中学校・高等学校を会場として開催された。以下に紹介するように、午前の自由研究には7件の発表があり、午後からは「新高等学校学習指導要領告示後1年を振り返り、今後の課題を探る」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者はおよそ45名であった。なお、大会期間中に理事会と総会が開催された。

〈自由研究発表〉

第1分科会 司会 宮澤 優弥（筑波大学）

1. 学校段階区分の変革に伴う教育環境整備の財源
—米国フィラデルフィア学区に焦点をあてて—
星野 真澄（筑波大学）
2. プロジェクト授業の中の「ヘンティッヒ・パラドックス」(Hentig-Paradoxon)
—グロックゼー学校にみられる授業の政治化から個人化への変容過程—
田中 怜（筑波大学大学院）
3. 1960～70年代前半の中学校における自治活動
—弘前大学教育学部附属中学の事例—
篠塚 明彦（弘前大学）
4. 学校数学における定義と定義活動に関する一考察
—事例分析を通して—
村田 翔吾（筑波大学大学院）

第2分科会 司会 山本 容子（筑波大学）

1. 中学校数学科空間図形におけるねじれの位置と回転体に関する一考察
砂田 大樹（筑波大学大学院）

2. 学校数学における代数的構造の理解に関する一考察

—図形の合同変換に焦点を当てて—

栗原 和弘（筑波大学大学院）

3. 昭和のサイエンス

—身の回りにあったものを教材とした理科の実験—

荘司 隆一（筑波大学附属中学校）

〈シンポジウム〉

『新高等学校学習指導要領告示後1年を振り返り、今後の課題を探る』

・シンポジスト：

大杉 住子（独立行政法人大学入試センター審議役／試験・研究統括補佐官）

「新学習指導要領の方向性と大学入学共通テストで問いたい力」

奥村 準子（筑波大学附属高等学校教諭）

「高等学校国語科における「主体的・対話的で深い学び」—新科目の編成と課題—」

梶山 正明（筑波大学附属駒場中学校・高等学校副校長）

「新教科・科目「理数探究」への期待と課題—高校に「探究」は根付くのか—」

三橋 浩志（文部科学省教科書調査官）

「“正しい”教科内容とは何か—社会科教育を事例に—」

・司会：片平克弘（筑波大学）

II. 機関誌の発行

機関誌『筑波教育学研究(Tsukuba Journal of Education Studies)』第17号を、3月1日に発行した。

III. 会報の発行

第35号を6月15日に、第36号を12月15日にそれぞれ発行した。

IV. ホームページの更新

2月20日、6月19日、7月25日、12月18日にホームページの更新を行った。
学会ホームページ URL は以下の通りである。

<http://www.human.tsukuba.ac.jp/education/tsukuedu/>

V. 12月末現在の会員数：270名

筑波大学教育学会会則

平成 14 年 3 月 5 日制定

平成 19 年 3 月 17 日改正

平成 20 年 3 月 22 日改正

平成 24 年 3 月 10 日改正

第 1 条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第 2 条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第 3 条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第 4 条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については3,000円とする。

第6条（入会） 本会に入会しようとするものは入会申込書に必要事項を記入し、1年分の会費とともに本会に提出しなければならない。

第7条（退会） 会員が退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、退会届を本会に提出しなければならない。

第8条（会員資格の喪失） 会費を4年度以上滞納した会員は、会員の資格を失うものとする。

2 前項によって会員資格を喪失したもので、滞納会費に相当する金額を納めるときは、再び入会を許可することができる。

第9条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第10条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第11条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第12条（研究奨励賞選考委員会） 本学会に研究奨励賞選考委員会をおく。選考委員会規程については別に定める。

第13条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。

第14条（事務局） 本学会は、事務局を〒305-8572 茨城県つくば市天王台1
- 1 - 1，筑波大学人間系学系棟内（教育学域）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決された改正については、平成20年3月22日、第10回総会において可決された改正については、平成24年3月10日より施行する。ただし、第8条については平成25年4月1日より施行する。

筑波大学教育学会役員選出規程

平成 14 年 3 月 5 日制定

平成 19 年 3 月 17 日一部改正

平成 24 年 3 月 10 日一部改正

第 1 款 総則

第 1 条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学会役員選挙規程（以下、規程）を定める。

第 2 条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の 9 月 1 日から 12 月 31 日までの間に行われる。

第 3 条 有権者は、当該年度の 9 月 1 日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第 4 条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

第 2 款 理事、役員を選出

第 5 条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

(1) 会員による投票により選出された理事 10 名

(2) 会長により委嘱された理事 原則として 10 名

第 6 条 前条第 1 号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第 7 条 投票は 10 名連記とする。

第 8 条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 会長は役員選出規程第 5 条第 1 号によって選出された理事による無記名単記投票で互選する。

2 同点者の生じた場合は、抽選を行う。

第 10 条 第 5 条第 2 号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して 10 名

の理事を委嘱する。

第3款 顧問、幹事、監査の選出

第11条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4款 選挙管理委員会

第12条 役員の選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第13条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については平成19年3月17日、第10回総会において可決された改正については平成24年3月10日より施行する。

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回（3月）とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求められることができる。
- (7) 投稿細則は、別に定める。

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成 20 年 3 月 22 日制定

第 1 条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し、本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第 2 条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40 歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第 3 条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1 年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第 4 条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事 5 名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は 2 年とする。

第 5 条（授賞点数） 授賞点数は 1 年間で 1 点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1 回限りとする。

第 6 条（表彰） 賞の授与は、毎年の年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第 7 条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第 8 条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成 20 年 3 月 22 日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第 7 号掲載の研究論文からとする。

『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文原稿は、原則として「ワード」または「一太郎」を使用し、横書き、A4判用紙1頁あたり40字×30行で作成し、図版・注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは8月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部及び原稿を保存した電子媒体（CD等）を送付するものとする。原稿及び原稿を保存した電子媒体（CD等）は原則として返還しない。なお、原稿には①原稿の種類（研究論文、実践報告、研究ノートなど）、②邦文タイトル、③英文タイトルのみを明記し、著者名など著者が特定できるような情報は記さないものとする。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定第3項－第6項に準拠する。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿には、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。
10. 掲載された論文等については、筑波大学が運営する「つくばリポジトリ」に登録し、公開する。「依頼論文」「書評」「図書紹介」「シンポジウム報告」等、投稿によらない論文等についても、「つくばリポジトリ」に登録するものとする。

記

〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学人間系教育学域内

筑波大学教育学会編集委員会 宛

編集後記

『筑波教育学研究』第18号をお届けします。今号の発刊をもちまして、『筑波教育学研究』を廃刊とさせていただきます。筑波大学教育学会も、2019年度(-2020年3月)をもちまして終了となります。長きにわたりご協力いただきましたみなさまに感謝申し上げますとともに、学会に代わる組織として新たに立ち上がる「筑波大学教育学親交会」へのご参加を心よりお待ちしております。

今号は、寄稿論文3本、筑波大学教育学会の歩み、学会彙報という構成になっております。論文の投稿が1本ありましたが、残念ながら掲載に至らず、結果的に、寄稿論文を3本掲載することになりました。寄稿論文では、木村範子氏（筑波大学人間系・附属学校教育局勤務）、濱本悟志氏（筑波大学附属学校教育局）、梅澤真一氏（筑波大学附属小学校）の3名にご執筆いただきました。先に触れた「筑波大学教育学親交会」の設立趣旨に則り、附属学校における教育実践と筑波大学における教育研究の接合を念頭に置いたことが、この3名にご執筆をお願いした理由になります。また、筑波大学教育学会の18年間の歩みを振り返り、学会役員及び研究大会のこれまでをまとめた「筑波大学教育学会の歩み」を作成して、今号に掲載しました。氏名が記された方々に厚く御礼を申し上げます。

世界は今、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により、大きく混乱する状況にあります。そのような中で、学校の休校にとまなう学習権の保障、オンライン授業に代表されるICTの活用、そして、「9月入学・始業制」への注目など、いくつかの教育的課題が顕在化してきました。いずれも解決困難な課題であり、将来的にも避けて通ることのできない課題です。日常を取り戻すにはまだ時間がかかりそうですが、この機会に、学ぶとはどういうことか、学校の役割は何かといった根本的な問いから、教育事象について思索を深めていただきたいと思います。

最後になりましたが、改めて筑波大学教育学会にご協力いただきましたみなさまに感謝申し上げますとともに、みなさまの益々のご発展をご祈念申し上げます。

（唐木 清志）

筑波大学教育学会編集委員会

編集委員会委員長

唐木 清志 (筑波大学)
(karaki@human.tsukuba.ac.jp)

編集委員会

長田 友紀 (筑波大学)
浜田 博文 (筑波大学)
平井 悠介 (筑波大学)
藤田 晃之 (筑波大学)
安藤 耕己 (山形大学)
銀島 文 (国立教育政策研究所)
篠塚 明彦 (弘前大学)
渋谷 恵 (明治学院大学)
林 尚示 (東京学芸大学)

編集幹事

砂田 大樹 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

筑波教育学研究 第18号

2020年6月1日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1
印刷 株式会社いなもと印刷
電話 029(826)1221
